

# 「指定障害者支援施設 余市幸住学園」重要事項説明書

※ 当事業所では、利用者へ『生活介護』ならびに『施設入所支援』『短期入所』

を提供します。

当サービスの利用は、原則として介護給付又は訓練等給付の障害者総合

支援法における自立支援給付を受けた方が対象になります。

本重要事項説明書は、当施設とサービスの利用契約の締結を希望される方に対し

て、社会福祉法第76条に基づき、当施設の概要や提供されるサービス内容、

契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

## ◇◆目次◆◇

1. サービスを提供する事業所	2
2. 利用事業所	2
3. サービスに係る設備などの概要	3
4. 従業者の配置状況	4
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金、負担軽減	5
6. 利用者が入院された場合の対応について	6
7. 利用者の記録や情報の管理、開示について	10
8. 虐待防止対策	11
9. 苦情受付について	11

しゃかいふくしほうじん おたるよつばがくえん  
社会福祉法人 小樽四ツ葉学園

よいちこうずみがくえん  
余市幸住学園

当施設は障害者支援施設の指定を受けています。

施設入所支援・生活介護 (指定 第0112500418号)

1. サービスを提供する事業者

めい しょく 名 称	しゃかいふくしほうじん おたるよつばがくえん 社会福祉法人 小樽四ツ葉 学園
しょざいち 所在地	おたるしさくら ちょうめ ばん ごう 小樽市桜 3 丁目 10 番 1 号
でんわ ばんごう 電話・FAX番号	でんわ 電話 0134-54-7404 FAX 0134-54-7428
だいひょうしやしめい 代表者氏名	りじちょう かせの きいちろう 理事長 紺野 喜一郎

2. 利用事業所

じぎょうしょ しゅるい 事業所の種類	し て い し ょ う が い し ゃ し え ン し せ つ 指 定 障 害 者 支 援 施 設	
じぎょうしょ めいしょ 事業所の名称	よ い ち こ う ず み が く え ン 余市幸住学園	
おも たいしょうしや 主たる対象者	し せ つ に ゆ う し ょ し え ン 施設入所支援	せ い か つ か い ご 生 活 介 護
しせつ しょざいち れんらくさき 施設の所在地と連絡先	ち て き し ょ う が い し ゃ 知的障害者	ち て き し ょ う が い し ゃ 知的障害者
0135-22-5515	よ い ち ち ょ う と よ お か ち ょ う 余市町豊丘町 197 番	
まつ い し ん ご 松井真吾	さ ー び す か な り せ き に ん し や 藤井勇気	
うんえいきていだい じょう もくべき だい じょう うんえいほうしん じゅん 運営規程第1条の目的と第2条の運営方針に準 ずる	か い せ つ ね ん が っ び 開設年月日	
へいせい ねん が つ に ち 平成23年11月1日	へいせい ねん が つ に ち 平成23年11月1日	かいせつねんがっび 開設年月日
めい 50名	めい 40名	てい いん 定 員

3. サービスに係る設備などの概要

(1) 居室

しゅ るい 種類	しつ すう 室 数	び こう 備考
きょ しつ 居 室	おとこ しつ おんな しつ 男 16室、女 15室	おしい あ 15m <sup>2</sup> ・押入れ有り
きょしつごうけい 居室合計	しつ 31室	

きょしつていいん 居室定員	めい 50名	
------------------	-----------	--

きょしついがい しせつ せつび がいよう  
(2) 居室以外の施設・設備の概要

しせつ せつби しゆるい 施設・設備の種類	しょう가이しゃしえんしせつ 障害者支援施設	비こう 備考
きょうつうせつび 共通設備	げんかん といれ よくしつ だついしつふくむ せんめんじょ ほか 玄関、トイレ、浴室（脱衣室含）、洗面所、他	
ぜんたいきょうつうせつび 全体共通設備	しょくどう ちょうりしつ いむしつ せいようしつ よくしつ 食堂、調理室、医務室、静養室、浴室 だついしつふくむ こういしつ でいーるーむ しどうくんれん (脱衣室含)、更衣室、デイールーム、指導訓練 スペース りねんこ ばらんていあるーむ ちいきこうりゅう スペース、リネン庫、ボランティアルーム、地域交流 スペース	
かんりぶもんせつび 管理部門設備	じむしつ かいぎしつ そうだんしつ しゅくちょくしつ しょくいんしつ 事務室、会議室、相談室、宿直室、職員室、 こういしつ ぶっぴんこ じどうはんぱいきほか 更衣室、物品庫、自動販売機他	

とうじぎょうしょ きょしついがい じょうき しせつ せつび りよう  
※当事業所では、居室以外に上記の施設・設備をご利用いただくことができます。

こうせいろうどうしょう さだ きじゅん せいかつかいご しせつにゅうしょしえん  
これらは厚生労働省が定める基準により、『生活介護』ならびに『施設入所支援』  
ていきょう せっち ぎむづけられて しせつ せつび りよう  
のサービス提供において設置が義務付けられている施設・設備です。ご利用については、  
りょうしゃ とくべつ ふたん ひよう  
利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

きょしつ へんこう  
(3) 居室の変更

りょうしゃ きょしつ へんこうきぼう もう で あ ぱあい きょしつ あ じょうきょう じ  
利用者から居室の変更希望の申し出が合った場合は、居室の空き状況により事  
ぎょうしゃ かひ けってい また りょうしゃ しんしん じょうきょう きょしつ へんこう  
業者がその可否を決定します。又、利用者の心身の状況により居室を変更す  
ばあい さい りょうしゃ かぞくなど きょうぎ うえ けってい  
る場合があります。その際には、利用者や家族等と協議の上、決定するものとします。

しせつ せつび りょうじょう ちゅういじこう  
(4) 施設・設備ご利用上の注意事項

とうじぎょうしょ きょしつ た しせつ りよう いか てん  
当事業所において、居室その他の施設をご利用いただくにあたって以下の点にご  
ちゅういくだ  
注意下さい。

- しせつない きけんぶつ かねつきぐ だんぼうきぐ どうぶつ げんそく もこ  
①施設内に危険物、加熱器具、暖房器具、動物など原則として持ち込むことができません。
- きょしつおよ きょうつうしせつ しきち ほんらい ようと したが しよう また たいせつ  
②居室及び共通施設、敷地をその本来の用途に従って使用してください。又、大切

あつか つと こい また ちゅうい はら こと さ  
 に扱うように努めてください。故意に、又はわざかな注意を払う事により避けられたに  
 もかかわらず、施設の設備を壊したり、汚したりした場合、ご利用者に自己負担により  
 現状に回復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただくことがあります。

じゅうぎょうしゃ はいちじょうきょう

#### 4. 従業者の配置状況

じゅうぎょうしゃ はいち こうせいろうどうしょう さだ していきじゅん じゅんしゅ

従業者の配置については、厚生労働省の定める指定基準を遵守しています。

とうじぎょうしょ りょうしゃ たい せいかつかいご しせつにゅうしょせん ていきよう

当事業所では利用者に対して『生活介護』と『施設入所支援』を提供するものと

かき しょくしゅ じゅうぎょうしゃ はいち  
 して、下記の職種の従業者を配置しています。

よいちこうずみがくえん せいかつかいご

#### 【余市幸住学園(生活介護)】

おも じゅうぎょうしゃ はいちじょうきょう

#### 主な従業者の配置状況

しょく 職 種	しゅ 種	じょうきん 常勤	ひじょうきん 非常勤	していきじゅん 指定基準
1. 施設長	しせつちょう	めい 1名		めい 1名
2. サービス管理責任者	かんりせきにんしゃ	めい 1名		めい 1名
3. 生活支援員	せいかつせんいん	めい 16名	めい 3名	めい 8名
4. 看護師	かんごし		めい 1名	めい 1名
5. 事務員	じむいん	めい 1名		
6. 栄養士	えいようし	めい 1名		めい 1名
7. 医師(嘱託医)	いし しょくたくい		めい 1名	

#### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金、負担軽減

さーびすりょうけいやくしょだい じょうさんしょう  
 (サービス利用契約書第5条参照)

とうじぎょうしょ りょうしゃ たい いか ていきよう  
 当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

##### ①介護給付等から給付されるサービス

りょうりょうきん せんがく りょうしゃ ふたん いがい  
 ②利用料金の全額をご利用者に負担いただくサービス[①以外のサービス]

##### (1) 当事業所が提供するサービスと利用料金

しせつ りょうりょう がく しえんほう もと こうせいろうどうだいじん さだ きじゅん  
 施設の利用料の額は、支援法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるもの

しょくじ ていきょう しちょうそん さだ じょうげんふたんがく しょくじだい こう  
とし、施設サービスにかかる費用として市町村が定めた上限負担額と食事代、光  
ねつすいひ りようしゃせんたく か りようりょう ごうけいがく なお ひよう  
熱水費、利用者の選択により掛かるサービスの利用料の合計額とする。尚、費用の  
へんこう かん しえんほう もと こうせいろうどうだいじん さだ きじゅん もと  
変更に関しては、支援法に基づき厚生労働大臣が定める規準に基づくものとする。

りようしゃふたんがく  
(利用者負担額といいます)

### がいよう 【サービスの概要】

すべ こべつしえんけいかく もと こべつしえんけいかく  
全てのサービスは、[個別支援計画]に基づいておこなわれます。この[個別支援計画]  
りようしゃ じりつせいかつ しえん さまざま かだい かいかつ もくてき ほんじぎょうしょ  
は、利用者の自立生活を支援し、様々な課題の解決を目的として、本事業所の  
さーびすかんりせきにんしゃ さくせい さーびすたんとうしゃかいぎ かくにん あと りようしゃ どうい  
サービス管理責任者が作成し、サービス担当者会議で確認された後、利用者の同意を  
いただ なお こべつしえんけいかく うつ りようしゃ こうふ  
頂くものです。尚、個別支援計画の写しは、利用者に交付いたします。

しょうがいしゃしえんしせつ ていきょう ないよう せいかつかいご しせつにゅうしょしえん 障害者支援施設におけるサービス提供の内容(生活介護ならびに施設入所支援)		
かいご てきせつ ぎじゅつ も りようしゃ しんしん じょうきょう おう じりつしえん I [介護]～適切な技術を持って、利用者の心身の状況に応じて自立支援・		
にちじょうせいかつ じゅうじつ かいご ていきょう 日 常 生 活 の 充 実 の た め の 介 護 を 提 供 し ま す。		
はいせつ じりつ ひつよう えんじょ おむつ こうかん おこな ・排泄の自立に必要な援助や、オムツの交換を行います。		
りょうこう きが せいよう たにちじょうせいかつじょうひつよう しえん てきせつ おこな ・離床、着替え、静養その他日常生活上必要な支援を適切に行います。		
しゅう かいいじょう にゅうよくまた せいしき おこな ・週3回以上の入浴又は、清拭を行います。		
きおん じょうきょう あ てきぎすいぶんほきゅう おこな ・気温や状況に合わせて、適宜水分補給を行います。		

### しょくじ ていきょう II [食事の提供]

りようしゃ しんしん じょうきょう しこう こうりょ ねんれい しょうがい とくせい おう えいようおよ  
・利用者の心身の状況や嗜好を考慮し、年齢と障害の特性に応じた栄養及  
ないよう しょくじ てきせつ じかん ていきょう  
び内容の食事を、適切な時間に提供します。

しょくじじかん  
食事時間

ちゅうしょく ちゅうしょく ゆうしょく  
朝 食 (8:00~) 昼 食 (12:00~) 夕 食 (17:30~)

### けんこうかんり III [健康管理]

つね りようしゃ けんこうじょうきょう ちゅうい きょうりょくいりょうきかん つう けんこうほじ  
・常に利用者の健康状況に注意し、協力医療機関を通じて健康保持のた

てきせつ しえん おこな ふくやくかんり とうじぎょうしょ かんごしょくいん そうだん うえ  
めの適切な支援を行います。服薬管理は、当事業所の看護職員と相談の上、

おこな  
行います。

しょくたくい ないかいいん  
嘱託医 わたなべ内科医院

しょくたくい まいつきだい もくようび しんさつび もう ないかけんしん けんこうかんり つと  
※嘱託医により、毎月第3木曜日に診察日を設け、内科検診し健康管理に努め  
ます。

りょうしや せんもんいし しんだん ちりょう よう こと ばあい かき きょうりょく  
利用者が、専門医師などの診断、治療を要する事になった場合には、下記の協力  
いりょうきかん じゅしん ちりょう う こと  
医療機関において受診・治療を受ける事ができます。

しんさつひ そうげい か ひよう ぶ ふたん ばあい  
(診察費ならびに送迎に掛かる費用を1部ご負担いただぐ場合があります。)

いりょうきかん 医療機関	しょざいち 所在地	しんりょうかもく 診療科目
ないかいいん わたなべ内科医院	よいちちょうおおかわちょう ちょうめ ばんち 余市町大川町6丁目12番地	ないか 内科
あらきしか 荒木歯科	よいちちょうくろかわちょう ちょうめ ばんち 余市町黒川町2丁目207番地	しか しかきょうせい 歯科、歯科矯正
はやしひょういん 林病院	よいちちょうやまたまち ばんち 余市町山田町50番地	せいしんか しんけいか ないか 精神科、神経科、内科
よいちきょうかいびょういん 余市協会病院	よいちちょうくろかわちょう ちょうめ ばんごう 余市町黒川町19丁目1番1号	ないか げか せいけいげか 内科、外科、整形外科

りょうしや びょうじょうきゅうへんなど きんきゅうじ すみ いりょうきかん れんらく おこな  
※利用者の病状急変等の緊急時は、速やかに医療機関への連絡などを行  
います。

#### IV [相談及び援助]

つね りょうしや しんしん じょうきょう せいかつかんきょうなど てきかく はあく つと また  
・常に利用者の心身の状況や、生活環境等の的確な把握に努めます。又、  
りょうしや かぞく たい てきせつ そうだんたいおう じょげん えんじょなど おこな つね れんけい はか  
利用者や家族に対し、適切な相談対応、助言、援助等を行い、常に連携を図り  
ます。

#### V [日中活動] 営業時間 9:00~16:00

りょうしや しょうがいとくせい いか かつどう  
・利用者の障害特性をふまえ、以下の活動を行っています。

たいりょくいじ さんぽ りとみっく おんがく あ りずむたいそう どらいぶ  
①体力維持のため散歩やリトミック(音楽に合わせたリズム体操)、ドライブなど

えいせいしえん ひげそり はみが せんめん せいよう くすりとふ  
②衛生支援として、髭剃り・歯磨き・洗面・整容・薬塗布など

そうさくてきかつどう おんがくりょうほう つき かい だんす しゅう かい けしょうりょうほう ねん  
③創作的活動として、音楽療法(月2回)、ダンス(週1回)、化粧療法(年4

かい  
回)

しげん りさいくるかつどう  
④資源ごみリサイクル活動

こうちん しはら  
【工賃の支払い】

じょうきせいさんかつどう じぎょうしゅうにゅう ひつようけいひ さ ひ がく そうとう  
上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する

きんがく こうちん せいさんかつどう じゅうじ りょうしゃ しはら  
金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。

さーびすりょうきん にち  
【サービス利用料金（1日あたり）】

かき りょうきんひょう さーびすりょうきん かいごきゅうふひ きゅうふがく のぞ  
下記の料金表によって、サービス料金から、介護給付費などの給付額を除いた

きんがく りょうしゃふたんじょうげんがく しょくひ こうねつすいひ ごうけいきんがく りょうしゃ しはら  
金額（利用者負担上限額）と食費・光熱水費の合計金額を利用者にお支払いいただきます。

べっと こべつけんめん ふたんけいげんそち  
(別途、個別減免などの負担軽減措置があります)

りょうしゃ しょうがいしえんくぶん りょうりょう 1. 利用者の障害支援区分と利用料	くぶん 区分3	くぶん 区分4	くぶん 区分5	くぶん 区分6
うちわけ 内訳 ① 障害支援区分に応じた利用料 せいかつかいご しせつにゅうしょしえん (生活介護+施設入所支援)	円	円	円	円
せんもんてき しえん かりょうりょう ② 専門的な支援に掛かる利用料 せいかつかいご しせつにゅうしょじょしえん (生活介護+施設入所支援)	円	円	円	円
うち かいごきゅうふひ きゅうふ 2. 内、介護給付費などから給付され る金額	円	円	円	円
さーびすりょう か じこ ふたんがく 3. サービス利用に掛かる自己負担額 ていりつふたん (定率負担) (1-2)	円	円	円	円
しょくじ か じこ ふたんがく 4. 食事に掛かる自己負担額	あさ えん ひる えん ゆう えん 朝 475円 昼 475円 夕 475円			
こうねつすいひ か じこ ふたんきんがく 5. 光熱水費に掛かる自己負担金額		332円/日		
じこ ふたんがく ごうけい 自己負担額の合計=3+4+5	円	円	円	円

ふたん きんがく しちょうそん はっこう しょうがいふくしきーひすじゅきゅうしゃ  
※ご負担いただく金額については、市町村が発行する障害福祉サービス受給者

しょう きさい きんがく はんないい がく およ しょくひ こうねつすいひ  
証に記載された金額の範囲内の額、及び食費・光熱水費といたします。

さーびすりよう とけ きやんせる ばあい しょくひ  
【サービス利用を取り消し（キャンセル）した場合の食費について】

りようしゃ さーびすりよう とけ きやんせる ばあい りようよていび かまえ  
※利用者が、サービス利用を取り消し（キャンセル）する場合は、利用予定日の3日前ま

とうじぎょうしょ もう でください  
でに当事業所までお申し出下さい。

なお りようび かまえ もう で ばあい とけ りよう きやんせるりよう  
※尚、サービス利用日の3日前までに申し出のない場合、取り消し料（キャンセル料）

ばあい  
をいただく場合があります。

いがい さーびす  
(2) (1) 以外のサービス

かき さーびす かいごきゅうふなど きゅうふたいしう  
下記の①～④のサービスについては、介護給付等の給付対象とならないため、

さーびす ていきよう きぼう ばあい べつし きさい したが ていきよう しょ  
サービスの提供をご希望される場合には、別紙の記載に従いサービスを提供し、所

てい りょうきん しほら なお しょてい りょうきん けいざいじょうきよう いちじる  
定の料金をお支払いいただきます。尚、この所定の料金は、経済状況の著

へんか た え じゅう ばあい そうとう がく へんこう こと  
しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更する事があります。そ

ばあい じぜん へんこう ないよう へんこう じゅう へんこう おこな かげつまえ  
の場合、事前に変更の内容ならびに変更する事由について、変更を行なう2ヶ月前ま

せつめい  
でに、ご説明いたします。

とくべつ さーびす ていきよう ともな ひよう  
①特別なサービスの提供と共に伴う費用

かいごきゅうふとう しきゅう にちじょうせいかつじょう しょひよう  
②介護給付等から支給されない日常生活上の諸費用

あず きんかんり べつとあず きんかんりけいやく したが かんり おこな  
③預かり金管理・・・別途預かり金管理契約をしていただき、これに従い管理を行  
います。

た  
④その他（ ）

た さーびす か りようりょうきん  
(3) その他のサービスに掛かる利用料金

かげつ りょうきん しほら さーびす  
(ア) 1ヶ月ごとに料金をお支払いいただくサービス

りようさーびす ご利用サービス	りようりょうきん 利用料金
だい 1. おやつ代	じつ び 実 費
にちようかい さけ じゅーす 2. 日曜会（酒、ジュース）	じつ び 実 費
がいちゅうくりーにんぐ 3. 外注クリーニング	じつ び 実 費
しこうひん 4. 嗜好品	じつ び 実 費

にちようひん ひふくひ 5. 日用品、被服費	じつ び 実 費
ほんにんきばう こうにゅうぶっぴん ぎょうしやしさら 6. 本人希望の購入物品の業者支払い	じつ び 実 費
あず きんさ一びす 7. 預かり金サービス	じつ び 実 費

かい りよう しはら  
(イ) 1回のご利用ごとにお支払いいただくサービス

りよう ご利用サービス	りようりょうきん 利用料金
にゅうたいいんじ そうげい しょくいんじんけんひ こうつうひ 1. 入退院時の送迎(職員人件費+交通費)	じつ び 実 費
りよう びよう けぞ ぱーま 2. 理容、美容、毛染め、パーマなど	じつ び 実 費
りようしや きぼう たもくべきがいしゅつ 3. 利用者の希望する多目的外出	じつ び 実 費
にゅうしょしゃ かぞく じじょう おこな さーびす しょくいんじんけんひ こうつうひ 4. 入所者や家族の事情で行うサービス(職員人件費+交通費)	じつ び 実 費
りようしや きぼう しゅくはくりょこう がいしゅつさーびす しょくいんいんそつひふく 5. 利用者の希望する宿泊旅行、外出サービス(職員引率費含む)	じつ び 実 費

た  
(ウ) その他

りようさーびす ご利用サービス	りようりょうきん 利用料金
にゅうしょしゃ かぞく きぼう ざいえんしようめいしょ 1. 入所者の家族が希望する在園証明書	かい 1回200円
いんふるえんざ よばうせっしゅひよう 2. インフルエンザなどの予防接種費用	じつ び 実 費
にゅういんつ そ かんごりょう さがくべっとひよう 3. 入院付き添い看護料と差額ベット費用	じつ び 実 費
ていきんこうしんだんいがい にんげん せいかつしゅうかんびょうけんさ しんきゅう 4. 定期健康診断以外の人間ドック、生活習慣病検査、鍼灸、 まっさーじ ひよう マッサージなどの費用	じつ び 実 費
りようしや じゅうさんか くらぶかつどう ともな ざいりょうひおよ しょけいひ 5. 利用者の自由参加によるクラブ活動に伴う材料費及び諸経費	じつ び 実 費

(

せんこう りょうきん ひよう かけつ けいさん せいきゅう  
前項の(1)(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求いたしますので、

よくげつまつじつ いか ほうほう しはら くだ  
翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ちょくせつじ むじよまだぐち げんきんしはら  
ア. 直接事務所窓口での現金支払い

かきしていこうざ ふりこ  
イ. 下記指定口座への振込み

ほつかいどうしんようきんこ 北海道信用金庫	よいちしてん 余市支店	ふつうよきん 普通預金	171921
--------------------------	----------------	----------------	--------

ほくようぎんこう 北洋銀行	よいちしてん 余市支店	ふつうよきん 普通預金	0021686
こうざめいぎ 口座名義			
しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人	おたるよ ばがくえんぶんえん 小樽四ツ葉学園分園		
よいちこうずみがくえん 余市幸住学園	えん ちょう まつい しんご 園 長 松井 真吾		

## 6. 利用者が入院された場合の対応について

とうじぎょうしょ りよう きかん いりょうきかん にゅういん ひつよう しょう ばあい また  
当事業所を利用の期間において、医療機関への入院の必要が生じた場合、又は  
がいはくじ たいおう いか さ一びすりようけいやくしょだい じょうさんしょ また  
外泊時の対応は、以下のとおりです。(サービス利用契約書第14条参照)又、こ  
にゅういん がいはくきかんちゅう りようしや どうい とうじぎょうしょ じっし たんきにゅうしょ  
の入院・外泊期間中、利用者の同意をいただいて、当事業所が実施する短期入所  
とう さ一びす かつよう こと  
等のサービスに活用する事がございます。

## 7. 利用者の記録、情報の管理、開示について(サービス利用契約書第8条6項)

じぎょうしや かんけいほうれい もと りようしや きろく じょうほう てきせつ かんり りようしや  
事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者  
もと おう ないよう かいじ かいじ さい ひつよう こびーりょう しょひよう  
の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要なコピー料などの諸費用  
りようしや ふたん  
は、利用者の負担となります。)

ほんじぎょうしょ きろく こうもく つぎ  
※本事業所における記録の項目は次のとおりです。

### 1) 個別支援計画

さ一びすていきょう ぐたいてき ないよう  
2) サービス提供の具体的な内容

りようしや しょうがい じょうたい きゅうふとう じゅきゅうじょうきょう こうせいろうどう  
3) 利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働

しょうれい ぎむづ しちょうそん つうちじこう  
省令で義務付けられた市町村への通知事項

え しんたいこうそくなど おこな ばあい じょうきょう きんきゅう え りゆう  
4) やむを得ず身体拘束等を行った場合の状況や緊急やむを得ない理由など

りようしや くじょうないよう  
5) 利用者からの苦情内容

じこ じょうきょうおよ じこ さい たいおう  
6) 事故の状況及び事故に際しての対応

ほぞんきかん さ一びすていきょうかんりようび ねんかん  
●保存期間は、サービス提供完了日から5年間です。

えつらん こびー まどぐちぎょうむ ごぜん ごご  
●閲覧、コピーできる窓口業務は午前10時から午後3時までです。

ぎやくたいばうしたいさく  
8. 虐待防止対策

ぎやくたい ぼうし つぎ そち こう  
虐待を防止するため、次の措置を講じます。

(1) 研修の機会

けんしゅう つう しょくいん じんけんいしき こうよう ちしき ぎじゅつ こうじょう つと  
研修を通じ、職員の人権意識の高揚、知識や技術の向上に努めます。

(2) 支援の実施

こべつさーびすぶろぐらむ さくせい てきせつ しえん じっし  
個別サービスプログラムの作成など適切な支援を実施します。

(3) 体制・環境

しょくいん しえん あ なや くろう そうだん たいせい との しょくいん りよう  
職員が支援に当たっての悩みや苦労などを相談できる体制を整えるほか、職員が利用  
しゃ けんりようご とく かんきょう せいび こう  
者の権利擁護に取り組める環境の整備を講じます。

9. 苦情の受付について(サービス利用契約書第17条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

とうじぎょうしょ くじょう そうだん かき たんとうしゃ うつけ こうとう めん  
当事業所における苦情やご相談は下記の担当者が受け付けます。それは口頭、面  
せつ てがみ でんわ ほうほう とくめい うつけ おこな かい  
接、手紙、電話などどのような方法でもかまいません。匿名でも受付を行いますが、解  
けつこんなん こと よそ こと しょうち くだ  
決困難になる事も予想されます事をご承知おき下さい。

とうじぎょうしょ くじょうかいけつせきにんしゃ りじちょう くじょう せいい も たい  
当事業所は、苦情解決責任者である理事長が、その苦情などに誠意を持って対  
おう また くじょうかいけつ しゃかいせい きやくかんせい ほじ だい しゃ こうせい  
応いたします。又、苦情解決に社会性や客観性を保持するために第三者で構成す  
いいんかい せつち だいさんしやいいん じょげん たちあ もと かいけつ つと なお  
る委員会を設置し、その第三者委員の助言や立会いを求めて、解決に努めます。尚、

だいさんしやいいん ちよくせつ くじょう もう で こと  
第三者委員に直接、苦情を申し出る事もできます。

○苦情受付窓口(担当者) せいかつしえんいん くどう たかのり おいかわ ゆか たかはし りな  
生活支援員 工藤 孝典、及川 由香、高橋 里奈

うつけじかん まいしゅうげつようび きんようび  
○受付時間 毎週月曜日から金曜日 9:00~16:00

でんわばんごう  
電話番号 0135-22-5515 FAX 0135-22-6424

くじょうかいけつせきにんしゃ りじちょう かせの きいちろう  
○苦情解決責任者 理事長 細野 喜一郎

だいさんしやいいん  
○第三者委員

ふくはら しょうじ  
福原 正二 0134-54-5975

せきぐち まさお  
関口 正雄 0134-24-4731

きたじま きょうこ  
北嶋 恭子 0134-25-9552

ぎょうせいきかん た くじょうかいけつきかん  
(2) 行政機関その他の苦情解決機関

きょじゅうち しちょうそん ちょうそんやくば 居住地の市町村・町村役場	ふくしたんとうか 福祉担当課
ほっかいどうふくしさーびす 北海道福祉サービス うんえいてきせいかいいんかい 運営適正化委員会 ほっかいどうしゃかいふくしきょうぎかい (北海道社会福祉協議会)	〒060-0002 さっぽろしちゅうおうくきた じょうにし ちょうめ 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2・7 せんもんでんわ 専門電話 011-204-6310
ほっかいどう ほけんふくしぶ 北海道(保健福祉部)	〒060-0002 さっぽろしちゅうおうくきた じょうにし ちょうめ 札幌市中央区北3条西6丁目 でんわ 電話 011-231-4111(代 だい ひょう 表 )

へいせい ねん がつ にち  
平成 年 月 日

していしょうがいしゃしえんしせつ かん きーびす ていきょうおよ りよう かいし さい ほんしょめん もと  
指定障害者支援施設に関するサービスの提供 及び 利用の開始に際し、本書面に基  
づき じゅうようじこう せつめい おこな  
づき 重要事項の説明を行いました。

し 施設名 余市幸住学園

せつめいしょくいんめい かんりせきにんしゃ しめい  
説明職員名 サービス管理責任者 氏名 .....  
いん 印

わたし ほんしょめん もと じぎょうしょ じゅうようじこう せつめい う していしょうがいしゃしえんしせつ  
私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定障害者支援施設  
にかかるサービスの提供 及び 利用の開始に同意しました。

りょうしゃじゅうしょ 〒

しめい  
氏名 .....  
いん 印

ほごしゃ だいりにんじゅうしょ 〒

しめい  
氏名 .....  
いん 印